

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

香川県知事 殿



提出者

住 所 香川県丸亀市昭和町30番地

氏 名 今治造船株式会社 丸亀事業本部

人事総務本部長 渡部 健司

電話番号 0877-25-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	今治造船株式会社 丸亀事業本部 丸亀工場
事業場の所在地	香川県丸亀市昭和町30番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	資本金300億円
③従業員数	2600人(従業員・協力会従業員含め)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1) 産業廃棄物の発生 2) 廃棄物ごとに工場内各所に配置の所定のゴミ缶へ 3) ゴミ缶を工場内仮集積所へ運び、一部分別作業 4) 委託業者へ回収を依頼 5) 委託業者が引き取り適正に処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙1-1、1-2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃プラ/木くずの埋立処理から燃料化处理へ変更。 ・ ダンボール/木製パレットを再生業者へ処理を委託。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

丸亀事業本部の廃棄物管理は、統括管理責任者を人事総務G長とする。

人事総務G長は、廃棄物に関する関係行政機関への各種届出、報告及び窓口業務を行う。

管理責任者は、廃棄物排出元チーム長または、グループ長とし、それぞれの任務を次のとおり定める。

(1) 統括管理責任者

- ① 廃棄物の発生抑制、再資源化(再使用、リサイクル、熱回収)、適正処分の推進。
- ② 廃棄物の収集運搬及び処分を処理業者に委託する場合には、処理業者の適性な選択及び委託契約書の締結。
- ③ 廃棄物に関する各種統計資料の作成及び取りまとめ。
- ④ 廃棄物に関する各種情報の収集及び的確な情報の関係部門への提供

(2) 管理責任者

- ① 廃棄物の発生抑制、再資源化(再使用、リサイクル、熱回収)、適正処分の推進。
- ② 廃棄物の分別、保管の責任を持ち、常に職場環境の保全に努めるとともに、減量化、リサイクル等循環的な資源利用を図るよう部下の教育指導に努める。
- ③ 職場毎の環境推進委員は、常に正常な管理がなされているかどうかを把握し、異常がある場合は直ちに適正な処置をとる。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者 (有資格者)

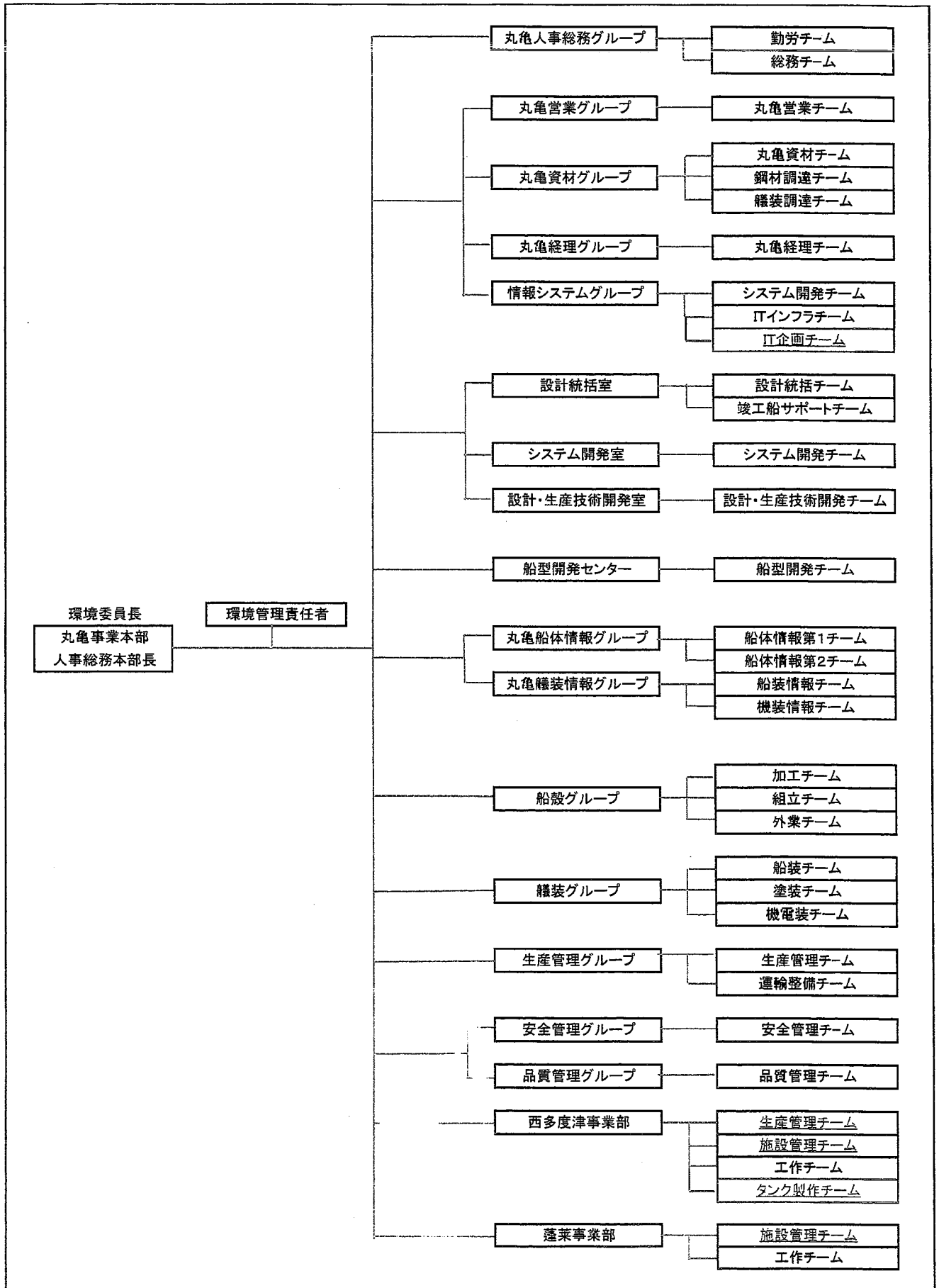
当事業部にて、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う。

- ① 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握。
- ② 適正なPCB(ポリ塩化ビフェニール)の保管状況の確認等の特別管理産業廃棄物の管理。

# 別紙1-2

## 丸亀事業本部

### 環境マネジメントシステム組織図(2023.6)



別紙(第2面関係)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
排出量	56.69t	7.89t	0.01t	0.10t	93.60t

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	混合廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	廃電池類
排出量	3.50t	9.47t	1,441.18t	0.17t	0.10t

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
排出量	56.12t	7.81t	0.01t	0.99t	92.66t

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	混合廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	廃電池類
排出量	3.47t	9.38t	1,426.77t	0.16t	0.09



別紙(第4面関係)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
全処理委託量	56.69t	7.89t	0.01t	0.10t	93.60t
優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	混合廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	廃電池類
全処理委託量	3.50t	9.47t	1,441.18t	0.17t	0.10t
優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t

別紙(第5面関係)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

③産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
全処理委託量	56.12t	7.81t	0.01t	0.99t	92.66t
優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	混合廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	廃電池類
全処理委託量	3.47t	9.38t	1,426.77t	0.16t	0.09
優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t